



広報 こざがわ 4



特集

町長施政方針

2~7ページ

令和6年度一般会計当初予算

8ページ

町長施政方針

令和6年第1回定例会施政方針（要旨）

3月5日から3月18日まで、古座川町議会令和6年第1回定例会が開かれました。町長が述べた新年度の施策等について掲載します。

行財政運営

本町の令和6年度の予算状況は、一般会計では、対前年比で1億4,190万円増の32億2,000万円としています。

主たる歳入の内訳は、予算の5割以上を依存している地方交付税のうち、普通交付税は対前年比で6,980万円減額の17億200万円、特別交付税については前年度と同様の1億9,500万円を見込んでいます。

また、自主財源である町税は、2億3,351万円とし、対前年比で3,647万円の増額を見込んでいます。

国庫支出金は、1億5,450万円とし、対前年比515万円の減額、県支出手は1億4,303万円とし、対前年比922万円の減額を見込んでいます。

繰入金は、対前年比で6,871

万円増額の1億5,857万円、債務は、対前年比で1億2,566万円増額の2億826万円を見込んでいます。

歳出については、長期総合計画などの各種計画や要望等に基づき町行政に必要な施策を十分に検討・調整

し、継続事業として高速道路の整備

に伴う残土処理場の確保、ほたん荘の改修及びリニューアルオープン、デジタル行政無線の整備など、また、住民生活への支援策として、浄化槽設置補助事業の新規拡充、交通不便地域高齢者生活支援事業の拡充や、さらに継続して、高齢者等粗大ごみ収集運搬費補助やし

尿等処理費の補助、移動販売支援事業など、引き続き細部にわたり、住民生活に必要なサービスや事業等について予算化しています。

ふるさと寄附（納税）については、町内の特産品のPR、産業振興のため、インターネットサイトから返礼品が選択できる仕組みを利用して、返礼品を贈っています。

令和5年度は、1月末現在で8,023万3千円のご寄附をいただいている。令和6年度は、寄附金の使い道を6項目から4項目に変更しており、寄附していただく方に、より分かりやすくし、寄附者の「志」に応えられるよう施策の向上に努めます。

自主財源の少ない本町にとりましては大変貴重な財源であり、町のため有効活用します。



ふるさと寄附



長期総合計画の策定

長期総合計画は、本町の将来像に向けて必要な施策・事業を行っていくための指針となるものです。

現計画の第5次長期総合計画が、

平成27年度から令和6年度の10年の計画期間となつており、新年度において、令和7年度から次期10年の第6次長期総合計画を策定するもので

す。

少子高齢化に伴う福祉の充実や生活支援、子育て支援等をはじめ、まちづくり、地震等の自然災害への防災対策、また観光や地域産業の振興、教育文化など、本町を取り巻く社会・経済状況に対応しつつ、住民の皆様の意向や専門家の意見等を踏まえながら、将来を見据えた長期総合計画の策定に努めます。

消防・防災

消防・防災関係において、令和5年度より防災行政無線を現在のアナログ方式からデジタル方式に整備を進めていますが、令和7年度末の完成に向けて事業を推進し、住民の皆様への情報伝達の機能強化・充実を図ります。

また、能登半島地震等を教訓に、

防災施設や備蓄品、水道施設等の再点検を行い、必要な対策を講じるとともに、国・県をはじめ防災関係機関、町民が一体となつた総合的な防災体制の強化に努めます。

点検を行い、必要な対策を講じるとともに、国・県をはじめ防災関係機関、町民が一体となつた総合的な防災体制の強化に努めます。

交通不便地域における高齢者生活支援金及びその他生活支援事業



令和4年度より実施している、交通不便地域における高齢者生活支援金につきまして、現在バス路線から2km以遠を対象としていますが、バス路線から離れた地域で生活をしている高齢者の方々は、日々の生活に大変ご苦労されていることにより見直しを行い、バス路線から1km以遠を対象とし支援の拡充を図ります。

また、環境衛生では、従来の合併浄化槽設置に伴う補助に加えて、新規拡充として、既存の便槽の撤去や宅内配管工事についての補助を行います。

令和元年8月から協定書に基づき受け入れを行つている串本町民の火葬については、令和4年度実績で59体、令和5年度は1月末で、51体の受け入れを行つています。

令和6年度も、申し合わせにより年間120体程度の受け入れを、引き続き行います。

火葬場の運営



後期高齢者医療被保険者 集団健診

高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、多くの被保険者の方に受診していただけるよう、今後も引き続き、集団健診の実施に努めます。

なお、令和4年度からのし尿等処理費補助金、令和5年度からの高齢者世帯等における粗大ごみ収集運搬費補助金などの生活支援事業につきましても、引き続き継続します。

高齢者福祉・地域福祉

古座川町は、高齢化率54・36%（令和6年1月末現在）と県下で最も高齢化の進んだ町です。

高齢者福祉については、引き続き高池地区にある複合センターを高齢者中心の集いの場として活用します。地域包括支援センターについても、定期的に複合センターに出向き、介護予防の講座などを開催し啓発に努めます。

このほか、町単独事業として取り組んでいる外出支援サービスやショートステイサービス、高齢者の食生活を支援する配食サービス等の生活支援サービスの効果的な活用と強化に引き取り組みます。



障害のある方やその介助者を支援するため、移動支援や日中一時支援をはじめ生活介護や施設入所支援、就労支援などの障害者総合支援法等に基づく多様なサービスを提供します。

広域的な取り組みとしては、新宮・東牟婁圏域の市町村と和歌山県、社会福祉法人等が協力して、ひきこもりサポート事業、手話奉仕員の養成講座等を実施し、全ての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

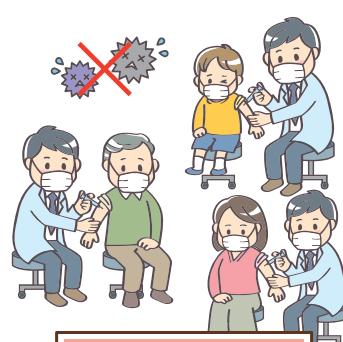
母子保健・健康増進事業 及び予防接種

母子保健事業は、保健師等が町内のすべての乳幼児の健診に携わり、手厚い対応ができる体制としています。また、産前・産後の方や、子育て世帯を対象とした各種事業の充実に取り組み、安心して出産・育児ができる環境づくりを推進します。

予防接種事業は、小児と65歳以上の高齢者のインフルエンザワクチン接種について、引き続き全額助成とします。また、19歳から64歳の方のインフルエンザワクチン接種につい

障害福祉

ても、接種費用の2分の1を助成し、接種率の向上に努めます。



助成金

診療所の運営

診療所の運営は、令和5年度に引き続き七川診療所と三尾川診療所については伊藤医師が、また、明神診療所、小川診療所については岡地医師が診療を行う体制で取り組みます。

また、七川診療所と三尾川診療所での角谷整形外科病院の派遣医師による整形外科診療、和歌山県立医科大学の神経内科医師による認知症関係の診療も引き続き行います。

新年度は各診療所において、電子カルテ導入事業を進め、診療所業務の充実と、他の医療機関との連携強化を図り、地域医療の推進に取り組みます。

観光振興

昨年度より、観光拠点施設の整備及び関係人口の増加を目的とし、旧定住センター跡地の活用やぼたん荘施設の改修を進めます。

旧定住センターについては、令和5年度にキャンプ場整備運営事業としてプロポーザルを実施し、株式会社OUTDOOR TRIP（アウトドア・トリップ）と協定書を締結しました。今後は事業開始に向けて、運営者によりキャンプ場としての整備を行う運びとなっています。

ぼたん荘施設については、条例に基づき指定管理者の公募を実施し、株式会社楽帆を指定管理者として選定し、本定例会に議案を上程しています。

今後は、町において、ぼたん荘施設及び温泉設備の改修工事を実施し、令和6年10月の運営再開に向けて準備を進めます。

また、古座川町観光協会を中心に、各種団体等とも連携し、情報発信やイベント等の実施を進めるとともに、広域的な取り組みに努め、観光振興を進めます。



農業の振興

農地の効率的な利用、耕作放棄地の解消を推進するため、農地流動化助成事業により地域の農業振興の充実を図るとともに、集落における農業を支え、中山間地域の生産性の向上を図るため「多面的機能」及び「中山間地域等直接支払事業交付金」を活用し、地域農業の振興に努めます。



ジビ工事業

ジビ工事業については、令和5年度より町営の事業として運営を開始しました。新たな商品の開発に取り組むとともに、引き続き販路の拡大を目指します。

移住定住促進

古座川町への移住定住者の促進を図るため、「古座川町移住定住者新築住宅等補助事業」の実施を継続し、県の補助制度等と併せ、空き家の活用を推進することで、地域の活性化に努めます。

また、首都圏等での移住・定住相談会やフェアに積極的に参加し、PRを行うことにより、本町への移住・定住を推進します。



獣害対策・ジビ工事業

鳥獣害対策については、銃器・わな・捕獲檻などによる「有害鳥獣駆除捕獲事業」を実施するとともに、

「古座川町山村振興対策事業」等を活用した電気柵や防護柵の設置に関する補助などを継続します。

また、町の被害防止計画に基づく、利活用も含め、関係機関と連携し被害対策を推進します。

林業施策

森林環境譲与税を活用した事業については、令和5年度より新たに危険木の伐採に対する補助事業や、森林資源循環促進事業として人工造林に要する経費の補助等を実施し、町民の生活環境及び森林環境の保全に努めています。

また、意向調査及び森林經營管理業務を計画的に実施するとともに「森林機能等回復整備事業補助金」により間伐や作業道を修復する補助事業を継続し、森林の環境整備に向けた取り組みを進めます。

町内の道路整備

町道の整備については、道路改良工事では、継続事業で、端郷地区「大川上廻り線」の改良を進めます。

「大川上廻り線」については、国道から約200m付近の、線形不良箇所解消にかかる改良工事を実施するものです。

道路維持や舗装、橋梁等の維持修繕事業については、国の交付金事業等、補助事業の対象になるものは、その事業を活用し、緊急性、有効性を踏まえ必要な整備を順次進めます。また、工事以外の道路維持管理と

しては、良好な道路の状態を保つため、昨年度より道路巡視員を配置しております。引き続き道路維持等の作業を行います。

国道・県道では、国道371号及び各県道の改良促進と防災対策、維持修繕についても、事業促進のための予算枠拡大等の要望活動を引き続き重ねていきます。



高速道路関係

高速道路へのアクセス道路については、令和2年度から整備について要望を重ねてきましたところ、令和5年度に事業が採択されました。

現在、事業主体の県において測量等の業務を行っています。今後も整備工事早期着手に向けた要望活動を重ねていきます。

また、高速道路整備に伴う残土処理場の整備について、詳細測量設計業務を実施しています。

本業務は、池野山地区の町有林を、

地籍調査

土地取引、相続、災害後の早期復旧、公共事業の円滑化等に重要な地籍調査については、令和5年度着手の池野山丸山地区他、また新規地区として下宇津木地区他の計2地区を行います。

急傾斜対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護し、安全安心な生活を守るため、国庫補助事業では、一雨小柳地区（明神小学校裏）、県単独事業では、三尾川乗道地区、大川谷地区（久留美谷）が予定されています。

なお、未対策箇所も多く残されており、今後も予算枠の拡大、採択基準の緩和等について要望を重ねています。



残土受入地として活用するため、関係機関との協議を行いながら工事実施に必要な測量や設計資料を作成するものです。

古座川の河川整備

古座川の氾濫による家屋等の浸水対策として「二級河川古座川水系河川整備計画」に基づき、令和2年度よりおおむね20年間にわたり、河道の掘削、堤防の整備が始まっています。

施工期間が長期にわたることにより、社会状況、自然環境及び河道状況等の変化や、新たな知見等により計画の見直しの必要が生じた場合などは、隨時県への要望や協議を重ねながら整備を行う予定です。

簡易水道事業

令和6年度より、簡易水道事業がこれまでの官公庁会計から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行します。

簡易水道事業会計では、現在7カ所の簡易水道施設の維持管理に努めており、老朽化した施設の長寿命化や災害対応の検討を進めるなど、今後も安全で安定した水道水の供給に努めます。

子ども・子育て支援

次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことは、町民の願いです。

昨年度、実施した子育て世帯を対象とする「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」の結果をふまえ、

本町の特性を活かした令和7年度からの「第3次子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、子育て支援施策として、出産祝金制度、在宅育児支援給付金、保育料・学校給食の無料化、学童保育所や放課後居場所づくり事業、また、医療費助成の高校生までの延長、

高校生等就学支援事業などを引き続き実施し、子ども子育て世代をしつかり応援します。

教育環境の充実

GIGAスクール事業により、整備した児童生徒一人一台の端末を活用して、ICT教育を引き続き充実させていきます。

令和2年度に改訂した「古座川町子ども教育15年プラン」に基づき、保・小・中の連携接続や支援の必要な児童生徒のための特別支援教育支援員の配置、英語教育、読書活動の推進、保育体制の充実などに取り組みます。

みます。

また、令和5年度から教育指導員を配置しており、適応指導教室を設け、不登校児童・生徒の対応や町内小中学校の教職員の指導力向上に引き続き努めます。

以上、これらの施策を実施します

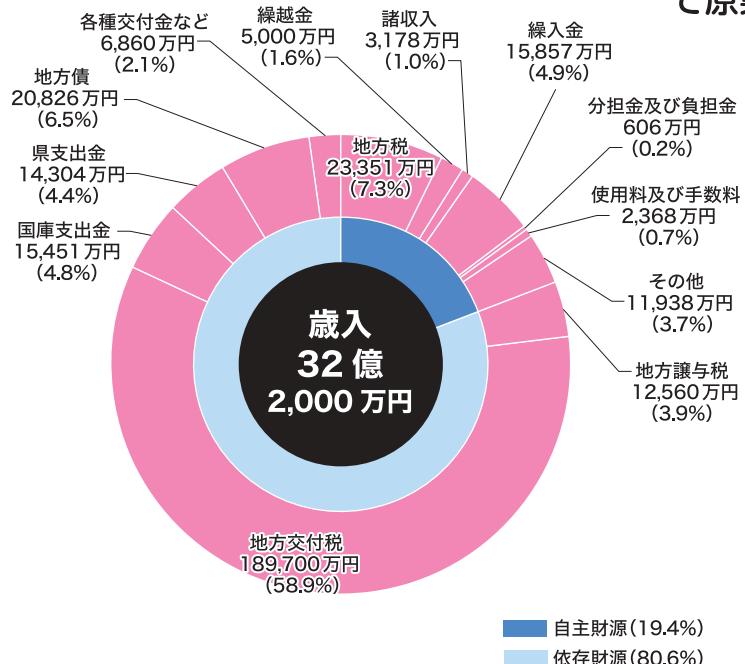
新年度予算は、一般会計では歳入歳出の予算総額をそれぞれ32億2,000万円とし、前年度当初予算対比で1億4,190万円の増額とし、国民健康保険特別会計をはじめ6つの特別会計の予算総額は、12億37万円としました。

また、新年度より公営企業会計へと移行する簡易水道会計を除く、すべての会計の予算総額は、44億2,037万円とし、前年度当初予算対比では、1億1,725万円の増額としました。



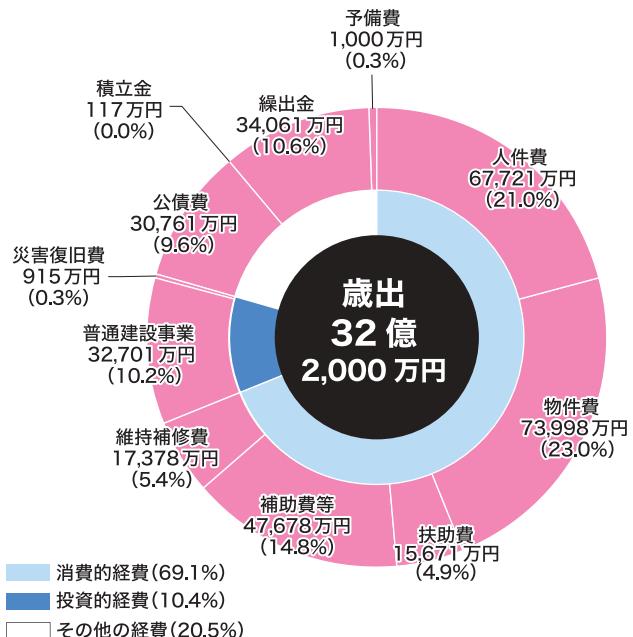
令和6年度一般会計当初予算 32億2,000万円 対前年度比4.6%増

歳 入



古座川町議会第1回定例会 で原案可決

歳 出



歳出

▼歳出は人件費や物件費、扶助費等の「消費的経費」と、公共施設の建設等、行政水準の向上にかかる普通建設事業費等の「投資的経費」に分けることができます。

消費的経費は22億2,445万円で前年度比3,994万円の増を見込んでいます。主たるものは人件費が6億7,721万円、物貲費が7億3,997万円、補助費が4億7,678万円となっています。投資的経費は3億3,615万円で前年度比1億859万円の増を見込んでいます。うち普通建設事業は3億2,700万円で前年度比1億858万円の増となっています。増額の主たる要因は、デジタル防災行政無線施設整備事業に伴うものとなっています。

地方債の返済にあてる公債費は、3億761万円で、前年度比1,123万円の減額となっています。

歳入

▼一般会計の歳入は、前年度と比べ、1億4,190万円増額し、32億2,000万円を見込んでいます。自主財源は、6億2,299万円で対前年で8,584万円の増となっています。依存税収入は2億3,351万円を見込み、対前年で3,647万円の増となります。依存財源は25億9,700万円で対前年度5,605万円の増となっています。地方交付税は18億9,700万円を見込み、対前年度6,980万円の減、国庫支出金は1億5,451万円で前年度比5,155万円の減、県支出金は1億4,304万円で9,224万円の減となっています。

国庫支出金・県支出金の主なものは、公共土木施設整備事業にかかる防災・安全交付金、負担金、地籍事業費負担金、物価高騰対応重障害者自立支援給付費等にかかる社会福祉費、点支援地方創生臨時交付金となっています。

特 別 会 計 名	予 算 額
国民健康保険特別会計	3億9,849万円
国保七川診療所特別会計	7,128万円
国保明神診療所特別会計	6,603万円
へき地診療所特別会計	2,690万円
介護保険特別会計	5億1,927万円
後期高齢者医療特別会計	1億1,840万円
特別会計 合計	12億37万円

特別会計

▼特別会計は、一般会計の歳入歳出予算と区分して整理する必要のある場合や、特定の事業を行う場合設置するもので、古座川町には6つの特別会計があります。6会計の予算の合計額は12億37万円となり、前年度と比較して2,464万円減額となっています。

6会計に対する一般会計からの繰出金の合計額は3億4,061万円です。

6会計

会 計 名	予 算 額
簡易水道事業会計	収益的収入 8,590万円
	収益的支出 8,306万円
	資本的収入 0万円
	資本的支出 3,224万円

公営企業会計

▼令和6年度より簡易水道事業がこれまでの官公庁会計から地方公営企業法を適応し、公営企業会計へと移行します。

後期高齢者医療制度 保険料率等改定のお知らせ

和歌山県後期高齢者医療制度の令和6・7年度の保険料率等（表1）が決定しましたのでお知らせします。

保険料は、被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の均等割額が軽減制度があり、令和6年度から軽減される対象の方の範囲が拡充されます（表2）。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が80万円に変更されます。

なお、令和6年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

保険料



- ※1 激変緩和措置として、基礎控除後の総所得金額等が2万円（年金収入のみの場合11万円）以下の方については、令和6年度に限り、軽減用所得割率を用います。
- ※2 賦課限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、賦課限度額を段階的に引き上げます。

（表1）

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額※2
		軽減用所得割率※1	
令和6・7年度（年間）	54,428円	11.04%	80万円 (73万円)
		10.13%	
【参考】 令和4・5年度（年間）	50,317円	9.33%	66万円

（表2）

軽減割合	令和5年度【参考】	令和6年度
5割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+53.5万円×(被保険者数)以下	43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×(被保険者数)以下

げます（令和6年度73万円、令和7年度80万円）。ただし、令和6年度中に75歳に到達して資格取得する方を除きます。

戸籍の広域交付がはじまりました

6688
問 住民生活課 税務班
または和歌山県後期高齢者医療
広域連合（☎073-428-1428）



- ・戸籍附票は対象外です。
- ・コンピュータ化されていない戸籍証明書は請求できません。

- ・窓口にお越しいただいた方の顔写真付きの身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）の掲示が必要です。（保険証など顔写真のない書類は広域交付では身分証としてご利用できません。）

令和6年3月1日から戸籍証明書等の広域交付がはじまり、古座川町に本籍のない方でも戸籍証明書等が取れるようになります。詳しくは窓口でお尋ねください。

電動カート等購入費 補助事業について

す)について補助を受けるこ
とができます。

古座川町では、高齢者の自立

した生活を支援するため、令和
3年度から電動カートの購入経
費を補助しておりましたが、令
和6年4月から「電動アシスト
三輪自転車」も対象となります。

■対象者

- ・在宅で町内に住所を有し、居
住している65歳以上の方
- ・町県民税非課税世帯に属する
方
- ・電動カート等がないと1人で
の外出が困難な方 など

『電動アシスト付き三輪車とは』
前輪または後輪のいずれかが
二輪になつた自転車で、電動に
よるパワーアシストのシステム
を搭載しています。低重心で安
定性があるため転倒しにくく、
大きめのカゴが取り付けられる
ので、たくさんの荷物を積んで
移動する買い物などに非常に便
利です。

■補助金の額

購入費用の3分の2を補助
(電動カート:最大20万円まで、
電動アシスト三輪自転車:最大
10万円まで)

※補助となる台数は、一人につ
き1台限りです。(ただし、
当該電動アシスト三輪自転車
の購入日から起算して3年を
経過した場合は、さらに別の
1台(ハンドル形電動車い

■その他

購入前に申請が必要となりま
すので、申請方法や制度の詳細
は、健康福祉課までお問い合わせ
ください。



冷房機器購入費補助事業に ついて

近年の温暖化に伴い、熱中症
による健康被害が多く報告され
ています。この現状を踏まえ、
古座川町では冷房機器(エアコ
ン)を設置していない場合等の
購入・設置の費用、または修繕
にかかる費用を、町が一部負担
します。

■対象世帯

町内に住所を有し、居住する
住宅に冷房機器が未設置または
使用不能の状態となつている世
帯。加えて次のいずれかに該当
する町県民税非課税世帯としま
す。

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②18歳未満の者を扶養している
ひとり親世帯

③新規で設置しようとする場
合、冷房機器及び室外機等の
設置前の場所の写真及び問取
り図

■その他

補助対象経費
冷房機器の購入、設置及び修
繕費用。また設置に伴う電気工
事費も対象経費とみなします。

■補助金の額
対象経費の2分の1とし、事
業費上限は12万円とします。(最
大6万円の補助)

冷房機器購入費補助事業に ついて

近年の温暖化に伴い、熱中症
による健康被害が多く報告され
ています。この現状を踏まえ、
古座川町では冷房機器(エアコ
ン)を設置していない場合等の
購入・設置の費用、または修繕
にかかる費用を、町が一部負担
します。

■補助金の申請
「古座川町冷房機器購入費等
補助金交付申請書」に、左記の
内容を添えてご提出ください。

①購入、設置及び修繕にかかる
費用の見積書の写し

②新規で設置しようとする場
合、カタログ等の写し(仕様
等を確認できるもの)

③新規で設置しようとする場
合、冷房機器及び室外機等の
設置前の場所の写真及び問取
り図

■その他

※購入前に申請が必要となりま
すので、申請方法や制度の詳
細は、健康福祉課までお問い合わせ
ください。

購入後の申請につきましては
対応しかねます。ご了承ください。

問 健康福祉課 健康班



古座川町高校生等就学支援 金のご案内

経済的負担が増加する高校生等の方に対し、就学の支援を目的に「古座川町高校生等就学支援金」を給付します。

■給付対象となる方

次の①、②の両方の条件を満たす方が対象となります。

①基準日となる5月1日に学校

教育法第1条に規定する高校、高専（1～3学年）、特別支援学校高等部など、高校に相当する学校に在学している20歳未満の方

②基準日に、その保護者（父または母、もしくはその両方）が古座川町に居住している方

※基準日以降に転入された方も、条件を満たしていれば申請することができます。
※高校生の住所要件は問いません。

■給付金の額
月額 5,000円

給付決定後、在学（見込み）

月数に応じて給付します。

※給付は、6月、10月の2回を予定

※給付額は、在学している間の3年間分を限度とします。

※給付対象となる条件を満たさなくなつた場合、その月数に応じて給付金を返還していました

だきます。

■申請期間

令和6年5月1日から5月31日まで

期間内に受付窓口まで必要書類を添えてご提出ください。

※申請期間内に申請が無かつた場合は、受給を辞退したものとみなします。

■申請書配布・受付窓口

教育委員会（中央公民館）、役場本庁、各出張所、保健福祉センター

（申請書は町ホームページからダウンロードできます。）

町税等の納期限

税目	期別	納期限
介護保険料	第1期	令和6年4月30日
固定資産税	第1期	
軽自動車税	第1期	令和6年5月31日
介護保険料	第2期	

メジロの捕獲は禁止です

現在、メジロは捕獲禁止となっています。許可なく捕獲や飼育した場合は、法の罰則を受ける可能性があります。

なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは捕獲が許可される場合があります。

■捕獲許可について

東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

☎ 0735-21-9610

串本支所保健環境課

☎ 0735-72-0525

《飼養登録について》

地域振興課 産業観光課

納期限が過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。

■住民生活課 税務班

問 教育委員会 教育課



新宮公証役場 出張相談会について

新宮公証役場 公証人 三橋 豊 氏による、休日出張相談会を行います。遺言や任意後見など、公正証書の作成に関する相談ができます。お気軽にお申し込みください。



■問 新宮公証役場
0735-21-2344

■場所 串本町文化センター 2階会議室B
※先着順となりますので、お電話でお申し込みください。

■日時 5月11日（土）
10時～15時

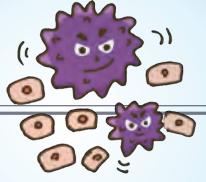
自衛官（学生）等の募集案内

受験種目	応募資格	受付期間	試験日	試験会場
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳未満の者)	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせいたします。	受付時にお知らせいたします。
幹部候補生	一般 22歳以上26歳未満の者(20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者)	令和6年 4月24日(水) ～ 令和6年 6月13日(木)	【一次】 令和6年6月22日(土) 【二次】 令和6年7月30日(火) ～8月5日(月)の内、 指定された日	【一次】 自衛隊和歌山地方協力本部 【二次】 一次試験合格者に、別途連絡
	歯科 薬剤科 専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者 (薬剤科は20歳以上28歳未満の者)			

【お問い合わせ】就職や転職等をご検討の方は是非お問い合わせください。

説明会平日随時、自衛隊新宮地域事務所（新宮高校正門前）※来場自由 電話：0735-21-3449





今年度の古座川町 集団健診は5月から始まります

今年も町内各所で特定健診（後期高齢者健診）、各種がん検診を実施します。古座川町に住所がある対象の方であれば、いすれの健診も無料で受けていただけます。

対象となる方には3月中旬に水色の封筒で希望調査票を送付させていただいております。締め切りを過ぎた後でもご連絡いただければ対応させていただきます。ご自身の健康管理、病気の早期発見のため、ぜひこの機会をご活用ください。

【総合健診日程】

日 時	会 場
5月10日（金）8:00～10:30	川口 保健福祉センター
5月11日（土）8:00～10:30	
5月14日（火）8:00～9:30	三尾川小学校 屋内運動場
5月15日（水）8:00～9:30	七川総合センター ふるさと
5月19日（日）8:00～10:30	高池 中央公民館
5月20日（月）8:00～10:30	

【女性検診日程】

日 時	会 場
6月13日（木）13:00～15:00	三尾川生活改善センター
6月14日（金）13:30～15:00	川口 保健福祉センター
6月22日（土）13:30～15:00	高池 中央公民館

※詳細については健診を希望された方にご案内させていただきます。



*受付での待ち時間を解消するため、今年度は機械を増設して対応いたします。

特定健診（血液検査・尿検査・心電図など）は、すでにかかりつけの医療機関で治療をされている方にもおすすめしています。健診は、普段の通院で検査しない項目も含まれていることもあります。そこで早期に異常を発見できることもあります。



お問い合わせ：健康福祉課 健康班 ☎0735-67-7112

令和6年4月1日付けで職員の人事異動がありました

氏名	新役職	旧役職
◆副課長級		
田中 美奈子	健康福祉課 副課長兼健康班長	健康福祉課 福祉班長
◆班長・主任級		
神田 陽司	健康福祉課 福祉班長	健康福祉課 主任
山本 雅士	建設課 主任	総務課 主任
寺本 勇	建設課 主任	建設課 主査
◆一般職		
富田 真汰	総務課 主事	健康福祉課 主事
濱口 麻衣	住民生活課 副主査	住民生活課 主事
増山 理恵	健康福祉課 主査	健康福祉課 副主査
谷岡 翔	地域振興課 副主査	地域振興課 主事
池 寿樹	地域振興課 主事	住民生活課 主事
大須賀 明彦	建設課 主査	建設課 副主査
西脇 和幸	建設課 主査	建設課 副主査
野口 政揮	建設課 主査	建設課 副主査
永楽 優輝	教育課 主事	建設課 主事
◆新規採用		
樫原 太郎	住民生活課 主事補	
岩本 亮太郎	健康福祉課 主事補	
大江 穏春	建設課 副主査	
◆退職（3月31日付）		
大屋 直美		健康福祉課 副課長兼健康班長

古座川町長選挙及び古座川町議会議員一般選挙のお知らせ

令和6年 **6月2日** (日) は 古座川町長選挙及び
古座川町議会議員一般選挙の投票日です。



1. 投票できる方

投票日当日において18歳以上の日本国民で、古座川町に住民登録があり、投票する日時点での選挙人名簿に登録されている方

- ・平成18年6月3日以前に生まれた方
- ・令和6年3月1日までに古座川町の住民基本台帳に登録された方

2. 投票日当日の投票時間、投票所

当日は町内17か所に投票所が設けられます。時間・場所については入場券にてご確認ください。

3. 期日前投票

仕事、冠婚葬祭、旅行などで投票日当日、投票に行けない方は、期日前投票をすることができます。
入場券を持って、期日前投票にお越しください。

【期間】5月29日（水）～6月1日（土）

【投票所・時間】古座川町中央公民館（午前8時30分～午後8時）

4. 不在者投票

仕事などで町外に滞在していて古座川町で投票できない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

和歌山県選挙管理委員会が指定した病院などに入院・入所中の場合は、施設内で不在者投票をすることができます。お早めに入院・入所されている施設にお申し出ください。

選挙公営制度が拡大されました。

令和2年6月に公職選挙法が改正され、本町においても条例を制定し、選挙運動費用の一部を公費で負担できるようになりました。令和6年6月2日執行予定の古座川町長選挙及び古座川町議会議員一般選挙から制度が導入されます。

選挙公営制度とは

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等が図られることを目的に、一定の範囲内で国や市町村が選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。これまで都道府県と市の選挙には適用されていましたが、公職選挙法の改正により、町村の選挙にも制度が拡大されました。また、町議会議員選挙で選挙運動用ビラの頒布が解禁され、併せて供託金制度が導入されました。



公費負担と供託金の改正前後比較

区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ	
都道府県知事選挙	○	○	○	300 万円
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60 万円
市長選挙	○	○	○	100 万円
市議会議員選挙	○	○	○	30 万円
町村長選挙	✗ ↓ ○	✗ ↓ ○	✗ ↓ ○	50 万円
町村議会議員選挙	✗ ↓ ○	✗ ↓ ○	颁布不可 ↓ 颁布解禁 公営対象	— ↓ 供託金導入 15 万円

選挙公営制度の詳細等につきましては町HPをご覧ください。

問い合わせ先 吉座川町選挙管理委員会（役場総務課内）



登半島地震 古座川町の被災地支援活動



古座川町では、能登半島地震により被害を受けた石川県を支援するため、継続的に職員を派遣し、避難所運営業務など以下のとおりの応援活動を行いました。今後も引き続き、必要な支援を実施してまいります。

- 避難所運営業務：職員1名（1月25日～1月30日 能登町）
- リエゾン業務：職員1名（2月16日～2月23日 能登町）
- 罹災証明書発行支援業務：職員1名（2月23日～2月29日 能登町）
- 給水活動：職員3名（3月3日～3月7日 能登町）
- 避難所運営業務：職員2名（4月1日～4月7日 能登町）

【総務課 総務行政班】



町の取り組み・出来事

池

野山児童公園に遊具を設置しました

池野山集会所横の池野山児童公園に遊具を設置しました。

設置した遊具は、バスケットゴール、すべり台、幼児向け遊具と四阿（あずまや）です。

ご自由にご利用ください。

【住民生活課 住民班】



高

瀬テニスコートの夜間照明がLEDに！

令和5年度に独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興くじ助成金」を受け、高瀬テニスコートの夜間照明をLED照明に改修しました。

以前と比較してコート全体の明るさが増し、利用者からは「プレーしやすくなった」とのことです。皆さんぜひご利用ください。

【教育委員会 教育班】



町の取り組み・出来事



所おめでとう！

4月5日、高池保育所、三尾川へき地保育所においてそれぞれ入所式が行われました。子どもたちは、かわいらしい洋服で身を包み、進級したお兄さん、お姉さんたちから歓迎されながら、笑顔で入所しました。

これからお友達と一緒に、よく遊び、歌を歌ったり、お絵かきをしたり、元気いっぱい楽しく保育所で過ごしてくださいね。

【教育委員会 子ども輝き班】



高池保育所



三尾川へき地保育所

新規採用職員紹介



樺原 太郎（住民生活課）

住民生活課に配属となりました樺原太郎です。自然豊かな古座川町で働き、暮らしていくことをうれしく思っています。至らぬ点もあると思いますが、皆様のお役に立てるよう仕事に励んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



岩本 亮太郎（健康福祉課）

健康福祉課に配属となりました岩本亮太郎です。至らぬ点もあるとは思いますが、皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願ひします。



大江 穏春（建設課）

今年度より建設課に配属された大江穏春です。一日でも早く皆様のお役に立てるために努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

公証役場通信



第3回

判断力低下後にする「法定後見」

認知症のこと、判断力が衰えることは、分かってはいても、現実としてはなかなか受け入れにくいですね。私は、大事なものをしっかり仕舞いすぎて、その場所を忘れてしまう症状が深刻?ですが、判断力が低下した自分までは想像できません。しかし、遺言の作成等で、判断力がこれほど低下してしまうのかという方を、何人も見てきました。

病気等の理由で判断力が衰えると、銀行での預金の出し入れや施設への入所の契約等ができなくなります。入院するために親族が定期預金を下ろそうとしても、判断のできる本人が窓口に来なければ、預金の払い出しや解約ができません。このような状態の場合は、親族等が申立

新宮公証役場 公証人 三橋 豊



電話 0735-21-2344

新宮市緑ヶ丘2-1-31カマツカビル3F

て、裁判所で決められた後見人が、本人に代わって預金の払い出しなどの事務をします。これが、法定後見です。

法定後見人は、裁判所が選ぶので、誰が後見人になるのか分かりません。弁護士や司法書士など、専門職の方が後見人になる場合は、法定後見人が1人で複数人の後見をしている場合が多いようです。また、本人に代理して事務を行いますが、親族と意見が相違、対立することもあると聞いています。

自分の判断力が衰えた後の自身の取引や契約などは、自分の知っている、信頼する人に任せたいですね。



食推 コーナー

ふれあいきいきサロンの紹介



ここ数年、地域での食事会の開催が難しい状況が続いていましたが、少しずつ再開の声が聞かれ始めました。今回は明神地区での食事会のご紹介です。

久しぶりの開催のため、なるべく簡単に作れて、みんなで美味しく食べられるもの、ということで、地元の野菜をたくさん使ったカレーライスを参加者26名にふるまいました。

食後は簡単な運動やレクリエーションで盛り上がり、参加者の方々からもたくさんの笑顔が見られました。

当初は明神小学校の子どもさんとの交流食事を企画していましたが、感染症の流行により実現できませんでした。楽しみにしてくれていた子どもたちのためにも来年度は開催

する予定です。その日を食推一同楽しみにしています。



前日はバレンタインだったので、ケーキとチョコのプレゼントも添えて

健 廣西先生の 康寄席



第四十三回 「白内障について」

私ごとになりますが、昨年末に両目の白内障の手術を受けました。夜の運転が不安になり、眼科医師を受診してみると見事に白内障だということがわかり、手術を勧められました。それにもともと高度近視で、特に五十歳を超えてからは本やパソコンのモニターの文字がなかなかうまく見えなくなり、メガネをいろいろ工夫したりとかなり苦労していたので、思い切って手術することにしたのです。そこで手術してみた感想ですが、びっくりするほど視野が明るくなり、見え方もくっきりしました。昔、曾野綾子さんという作家の方が、白内障の手術のおかげで視力が回復したという「贈られた眼の記録」という本を書いてるのですが、曾野さんの気持ちがすごくわかります。自分も医師ではあるのですが、眼科のことには詳しくなく、技術の進歩はすごいなあと感心しているところです。

白内障は水晶体という、カメラでいうレンズが濁ってくることでおこります。外界の光の情報を集めるときにピントを合わせるため、水晶

体が非常に重要な働きをしているのですが、年齢を重ねるに従って、水晶体が濁ってくることが原因です。私自身も経験したことですが、全体的に視野が暗く、ほんやりしてきます。あと、全体的に黄色っぽく見えるみたいで、確かに私の自家用車がもっと黄色がかったグレーだと思っていたのに、手術後はほぼグレーに見えるようになってました。紫外線が悪いって言われてるため、予防のためにはサングラスをしたり、あと禁煙とか、糖尿病のある人はきちんと治療することが重要だそうです。根本的な治療のためには、私が行ったように濁った水晶体を人工のレンズに置き換える手術が必要になります。

経験者として申し上げますと、くっきり見るとストレスが減って心も明るくなる気がします。だから、白内障をきちんと治療すると認知症を予防したり、時には認知機能が改善するようなこともあることが科学的にも報告されているようです。

【健康福祉課 福祉班】

次回の広報こざがわは、令和6年7月に発行予定です。



広報こざがわ

●発行・編集 古座川町役場総務課／広報委員会 0735-72-0180 FAX 0735-72-1858

4月号 令和6年4月24日発行 ホームページ <http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/> Eメール info@town.kozagawa.lg.jp